

にいがた安心なお店応援プロジェクト実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、県内の飲食店が感染症に強い事業環境を整備して経済活動を維持するとともに、県が定める新型コロナウイルス感染予防に必要な対策を遵守する飲食店を県が認証する制度を設けることにより、利用者へ安心・信頼を提供することを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業許可を受けた事業者のうち、新潟県内で営業し、客席を有する施設（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) その役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる施設。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる施設。
- (3) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる施設。
- (4) 飲食物の提供対象者が、専ら特定の者に限定される施設。

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、認証基準を対象施設が自ら確認するために使用するチェックリスト（以下「セルフチェックリスト」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、認証基準に基づき感染防止対策に取り組み、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に申請するものとする。

(認証等)

- 第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事(その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。)は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。
- 2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者(以下「認証事業者」という。)に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証マークを交付するものとする。
 - 4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証基準に適合していない事項を摘示し、適合するように指導等を行うものとする。

(認証マークの利用等)

- 第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設(以下「認証施設」という。)において認証マークを利用(当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることをいう。以下同じ。)するとともに、その広告物等において「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店」の名称を使用することができるものとする。
- 2 認証マークの再交付は、原則として行わないものとする。

(認定施設の周知)

- 第7条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、認証施設の情報を県ホームページに掲載すること等により、県民等に広く周知する。

(変更の報告)

- 第8条 認証事業者は、認証施設の名称、その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に報告するものとする。

(調査等)

- 第9条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

- 第10条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
 - (2) 認証事業者は、毎日、セルフチェックリストを用いて、認証基準への適合状況を確認し、利用者の見やすい場所に掲示すること。
 - (3) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。

(4) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第11条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により又は電子情報処理組織を使用して、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用及び「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第12条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用及び「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店」の名称の使用をやめなければならない。

第5章 雑則

(免責)

第13条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと若しくは認証事業者が認証を取り消されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月7日から施行する。